

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第1回川西市立学校校区審議会	
事務局(担当課)		教育振興部学校教育室学務課	
開催日時		平成26年2月4日(火) 午後5時00分～	
開催場所		市役所4階 庁議室	
出席者	委員	白井智美、末澤誠之、山内乾史、乾裕子、今崎充康、仲義弘、久原桂子、後藤正順、中井成郷、牧田千代子	
	その他		
	事務局	牛尾教育長、泉教育振興部長、森下総務調整室長、上中学校教育室長、中西学務課長、上原学務課長補佐、山元学務課主査、尾屋学務課主査	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議事 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 校区外就学希望制度の運用状況について (3) その他	
会議結果		審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

事務局	<p>それでは時間となりましたので、ただ今から第1回川西市立学校校区審議会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、今回、新たに委員としてご就任いただきました最初の審議会ですので、委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>～委嘱状交付～</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、あらためて委員の皆様をご紹介します。お手元の委員名簿をご覧ください。</p> <p>学識経験者の選任区分から、臼井様、末澤様、山内様。</p> <p>学校長等の選任区分から、乾様、今崎様、仲様</p> <p>地域の代表の選任区分から、久原様、後藤様、安田様</p> <p>保護者の代表の選任区分から、中井様、西村様、牧田様</p> <p>続きまして事務局です。牛尾教育長、泉教育振興部長、森下総務調整室長、上中学校教育室長、中西学務課長、上原学務課長補佐、山元学務課主査、尾屋学務課主査でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それではここで教育長より一言ご挨拶申し上げます。</p>
教育長	<p>本日は川西市立学校校区審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、本審議会委員にご就任いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>この校区審議会では、子ども達が安心・安全な学校生活を送れるよう、学校の基盤となる校区制度を維持しつつも、時代の変化に伴う様々な課題に対応するため、教育委員会の諮問事項について、広い範囲でご審議をお願いすることになると思いますが、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本市は今年、市制施行60年を迎えます。昭和29年に人口33,741人でスタートしまして、昭和40年代からの大規模団地開発に伴う人口急増の時期には、小・中学校の建設や私立幼稚園の誘致を行い、教育施設の整備を進めてきた経緯がございます。</p> <p>現在は、施設の耐震化を最優先に取り組み、平成27年度までには終了する予定となっております。</p> <p>ところで、今は全国的に少子高齢化が進んでおり、本市においても例外ではございません。</p> <p>小学校の児童数は、既に平成21年度にピークを迎え、減少傾向が続いております。中学校の生徒数におきましても、平成26年度をピークに減少していく推計となっております。この人口減少期における校区のあるべき姿を総合的な見地からご議論をいただき、将来の川西の子どものため、教育環境の確保のためのご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして会長及び副会長の選任を行います。</p>

校区審議会規則第6条第2項によりますと、「会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。」とありますが、皆様いかがでしょうか。

～意見なし～

ご意見がないようですので、事務局より提案いたします。会長は山内委員に、副会長は臼井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～異議なしの声～

委員の皆様のご賛同が得られましたので、会長を山内委員に、副会長を臼井委員にお願いしたいと思います。お二人には会長、副会長の席に移動をお願いいたします。

～会長・副会長席へ移動～

それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

会 長

川西市立学校校区審議会に関わるようになりまして、数年がたちました。前の任期の時にどのくらい貢献できたのか、まったく心許ない限りですし、まだ川西のコミュニティのことをわかっていないところもございますが、委員の皆様のご協力を得て、川西市のために微力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

副会長

私は今回、初めてこの審議会の委員に就任いたしましたので、これまでの議論の経緯を書面上でしか理解していませんが、微力ながら意見など述べさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは本日の議事進行につきまして、ここから会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会 長

お手元の次第をご覧ください。議事2「校区外就学希望制度の運用状況について」ということで、資料の説明を事務局からお願いします。

事務局

本市では校区外就学希望制度という制度を実施しておりまして、毎年この校区審議会でも運用状況の報告を行っております。今回、平成26年度の入学者についての状況は後程ご報告いたしますが、それに先立ちまして、校区外就学希望制度の概略をご説明いたします。

資料1「校区外就学希望制度について」をご覧ください。

校区外就学希望制度とは、住所地による校区を基本としながら、校区外の学校へ就学を希望できる制度で、この資料1では導入の経緯や制度の概要などを記載しております。

まず「導入の経緯」ですが、元々の校区に対する不満や小規模な開発地区、特に校区境における開発地区からの就学校変更の要望など、現行校区における課題の解決を図るため、本審議会に諮問を行い、制度化されたものです。

なぜ校区外就学希望制度になったのかと言いますと、背景として、国の規制緩和の一つとして学校選択制度の弾力化について提言されまして、その動きが活発化しました。それに合わせて学校教育法施行規則の改正が行われたためです。また、関東地方を中心に学校選択制度の導入が活発に行われているということもありました。

こういったことから、平成17年度の入学者から校区外就学希望制度を実施することと

なりました。

ここに記載しております制度の概要につきましては、制度実施当初の概要となっており、現在の運用と一部異なる部分があります。

～制度の概要読み上げ～

制度の概要は以上です。

次に、制度実施から2年経過し、第1回目の制度検証を行いました。その結果、次のように制度が改正されました。

～制度改正内容の説明～

さらに制度実施から5年経過しまして、第2回目の制度検証を行いました。この時には「直ちに制度の見直しを行う状況にない」との答申を受けましたので、制度の改正等は行っておりません。

その後、制度検証の時期ではなかったのですが、「校区のあり方について」の諮問を行った際に、校区外就学希望制度について一部改正した方がよいとの答申があり、それに沿って制度の改正を行いました。

～制度改正内容の説明～

この制度改正は、平成26年度の入学者から実施しております。資料1の説明は以上です。

会 長

ありがとうございました。過去の事実関係について、確認があったということでございます。ここまでで何かご質問等ございませんか。

ないようでしたら、引き続き資料2の説明をお願いします。

事務局

資料2「平成26年度入学に係る校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の状況」をご覧ください。これは、この4月に入学予定である新1年生の申請状況をまとめたものです。1ページ目【小学校分】と書かれている表をご覧ください。表の見方をご説明します。

この表を左から右に見ていただきますと、5%限度枠に係る状況が分かるようになっていきます。5%限度枠というのは、校区外の学校を希望できる人数で、各学校の新入学予定者の5%を上限としています。例えば、上から3行目の川西小学校でご説明しますと、まず5%限度枠が6、申請者が4となっています。川西小学校区から校区外の学校を希望できる人数が6名までで、実際に申請されたのが4名だったということです。

その右隣、希望校別申請状況という枠がありますが、これはどの学校を希望したかという一覧になっています。白抜きの学校が各学校区から希望できる学校です。川西小学校区から申請された4名は、加茂小学校に2名、桜が丘小学校に1名、川西北小学校に1名希望されたということです。

その右にある優先という枠は、希望先の学校に既に兄弟が校区外制度で就学している場合、抽選から除外されますので、その人数を記載しています。川西小学校区では2名、優先扱いの方がいました。その右の抽選対象者は、申請者から優先者を引いた人数です。さらに右には限度枠との差ということで、5%限度枠から抽選対象者を引いた人数を記載しています。この人数がマイナスになると、抽選を実施することになります。今回は限度枠

を超える学校はありませんでしたので、抽選は行っておりません。

次に表を上から下に見ていただきますと、受入枠に係る状況が分かるようになってい  
ます。受入枠とは各学校の入学予定者数や施設の状況などを踏まえて決定しております。

希望校別申請状況の中の桜が丘小学校を例にしますと、受入枠が23名で、就学希望者  
数が2名、2名の内訳は上の表を見ていただきますと、川西小学校区から1名、川西北小  
小学校区から1名ということがわかります。

優先につきましては、先程の5%限度枠の時と同じで、兄弟在学による優先扱いです。  
桜が丘小では1名該当者がいました。抽選対象者は就学希望者から優先者を引いた数とな  
ります。受入枠との差は受入枠から抽選対象者を引いた数で、5%限度枠と同じくマイナ  
スになると抽選を実施します。

今回はどの学校も抽選がありませんでした。

2ページ目は中学校の状況となっています。表の見方は小学校と同じです。

今回は、小学校、中学校とも限度枠を超えませんでしたので、抽選は実施しておりませ  
ん。資料2につきましては以上です。

会 長

ありがとうございました。平成26年度につきましては、小・中学校とも抽選がなかつ  
たということでした。引き続き資料3の説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料3をご覧ください。資料3は校区外就学に関するアンケートについてまと  
めたものです。

アンケートは、新1年生の保護者を対象に、毎年実施しており、1ページ目はアンケー  
ト用紙を参考として付けております。2ページ目以降が集計結果となっております。2ペ  
ージをご覧ください。

小学校16校のアンケート結果を集計したものです。回収率は約7割となっております。

まず校区外申請をした人を見ますと、31名の内、12名が保護者、18名が本人と保  
護者が話し合って決めた」と回答しております。本人と言いましても小学生ということ考  
慮しますと、ほぼ保護者の意向で決めたのではないかと推測できます。

次に申請しなかった人を見ますと、約8割の方が「校区外の学校に行けても良いが、特  
に理由がなかった」と回答しており、制度に概ね理解をいただいているものと考えており  
ます。一方で、2割弱の方が「校区の学校に行くべきと考えている」と回答しており、校  
区を大事に考えている方が一定いらっしゃる、地域で子どもを育てるべきだという思い  
の表れかなと感じました。

一番下の「上記理由がウの場合、抽選がないことが約束されていたら」というところで、  
総数8に対して内訳が5と人数が一致しませんが、これは「ウ」と回答したものの、次の  
質問には無回答だったため、一致しなかったものです。

3ページから18ページまでは各小学校の集計です。

次の19ページから22ページまでは、校区外就学希望制度に対する感想の分類別集計  
という表です。1ページのアンケートを再度ご覧ください。アンケートの4と5に感想な  
ど自由に記入していただく欄を設けています。ここに書かれた内容を見て、分類し、集計

しました。19ページにお戻りください。19ページの一番上に小学校の集計を記載しております。これを見ますと、賛成的な意見の他には、人数制限等に対する意見が多くなっており、その内の多くは、抽選はない方がいいという意見でした。意見を書かれた人の中では、制度に対してはおおむね理解をされているが、できれば抽選はない方がいいという思いの方が多いのかなと感じました。

23ページ以降は中学校の集計となっています。内容としては小学校と同様の傾向となっておりますが、一点、校区外を誰の意思で申請したかという問いについては、本人の割合が多くなっており、中学生になるにあたっては、年齢的なものもあると思いますが、本人の意思をある程度尊重されるご家庭が多くなっていくのかなと感じました。

資料3については以上ですが、補足としまして、このアンケートは平成25年度の入学者、今の一年生の保護者を対象に行った結果となっております。本制度につきましては、資料1でご説明したとおり、平成26年度の入学者、この4月の入学者から一部制度を改正しています。ですから、人数制限や兄弟に関する意見について、次にアンケートを実施した時には集計結果に違いが見られるのではないかと考えております。以上です。

会 長

ありがとうございました。今のアンケート結果について、一つお尋ねします。

学校ごとの回収率を見たときに、東谷小学校が29パーセントと非常に低い値となっておりますが、何か事情があったのでしょうか。

事務局

特にこれといった理由はございません。学校へ確認したところ、回収した用紙はそれで全部だということでした。単純にご回答いただけの方が少なかったということだと思います。

事務局

昨年度も回収率にばらつきがありまして、ご指摘をいただきましたので、今回のアンケートを依頼するにあたりまして、回収率が低かった学校へ声をかけるなど、留意したところですが、結果的には、去年回収率が高かった学校が低くなったという状況です。

次回のアンケート実施につきましては、もう少し回収率が上がるように、何か考えたいと思います。

会 長

ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問、ご意見ございませんか。

副会長

小・中学校いくつかで、選択する学校の情報がなかったためという回答がでていますが、校区外就学に向けて、保護者にどういう情報提供をされているのか教えていただけますか。

事務局

校区外就学希望制度は、学力や学校の特色などを理由に選択することを前提としているのではなく、通学距離の問題や生活圏を理由にした校区変更の要望といった課題を解決するためにはじめたものですので、この学校はこういう特色がありますとか、この学校ではこういう活動をしていますといったような情報提供は特に行っておりません。

委員	回収率が低いのは、一般的に言うとは反対の意見で回収がないのかなというみかたもありますが、先程のお話ではそうでもなさそうなので、平成26年度からはほとんど不満がないのではないかという気がします。出る方も受け入れの方も柔軟に対処されているので、これから少子化が進めばほとんど問題はでないのではないかと思います。
委員	先程の情報提供の話で、特に校区外制度のためにということではありませんが、各学校でオープンスクールを実施していますので、それを利用されている方もいらっしゃるようです。
委員	うまく制度運用されているのではないのでしょうか。
会長	小学校も中学校も校区外を希望される方の数が少ないように思うのですが、校区外に行きたいという人が全くいない学校もいくつかあって、例年と比べて動きは少ない方ですか。
事務局	申請者の数は例年と比べてもそんなに変わっていません。学校ごとの希望状況につきましても、もちろん年によって上下はありますが、大体同じような傾向となっています。
委員	5パーセントで行けますよという、宣伝活動と言いますが、PRはどういったことをされていますか。
事務局	まずは、資料等が対象者全員の手元に渡るように、新小一については全員郵送、新中一で、川西市立小学校在籍者は学校経由で配布、それ以外の方は郵送しております。 その他、ホームページや広報紙へ掲載を行っております。
会長	委員からご指摘があったような、アンケートの回答も一部自由記述のところで見られるわけですね、制度を知らなかったと。新年度にあわせて転入してこられたというケースですと、そういうことも有り得るのかなと思います。 申請状況については、今年度は抽選もなく、大きな問題もないということですね。 他にご質問等ないようでしたら、議事2はこれで終わります。 それでは議事3その他です。次回は5年ごとの制度検証、3回目の制度検証が議事としてあがることになると思います。日程につきましては、後日調整させていただくこととよろしいでしょうか。 ～反対意見なし～ 他に何かございませんか。
委員	前回話題になっていた、矢問についてはどうなりましたか。
事務局	例年通り要望書を提出されまして、その時の話では、平成26年度入学者から制度が変わったことによって、要望されていたことが一部通ったということで、一定のご理解はい

会 長

ただけたのではないかとと思っています。

他にないようでしたら、本日はこれもちまして閉会といたします。  
どうもありがとうございました。